

連絡事項

新広業 第 25 号
平成20年4月11日

保険医療機関等 各位

新潟県後期高齢者医療広域連合
事務局長 池上 忠志

後期高齢者医療制度施行に伴う留意事項について（お願い）

日頃から、当広域連合の後期高齢者医療制度に係る各種業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被保険者証の未着問題に係る厚生労働省の対応として、旧保険証や運転免許証による確認により資格確認ができる旨の見解が示されたところですが、負担割合の確認について、明確な内容が示されておりません。

したがいまして新潟県の対応としては、被保険者証の提示がない場合は負担割合の確認が困難であると思われるため従来同様に、氏名や生年月日等を確認いただいたうえで、当広域連合事務局若しくは各市町村へ照会していただくようお願いいたします。この場合、後日の被保険者証の確認についてのご配慮をお願いいたします。

なお、被保険者証が手元に届いていない方には、随時再交付等により対応しておりますので、ご協力をお願いいたします。

※土曜日、日曜日、夜間の対応につきましては、原則1割で処理していただき同月中に被保険者証の確認ができた場合は、可能な限り精算していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課医療給付係 担当 箕輪

電 話 025-285-3222

E-mail jim11@niigata-kouiki.jp